

特定非営利活動法人日の出町スポーツ協会表彰規定

(目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人日の出町スポーツ協会(以下「本会」という)定款第5条第1項第4号に基づく表彰事業の規定を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 表彰は、スポーツ個人表彰とスポーツ功労表彰とする。

(スポーツ個人表彰)

第3条 スポーツ個人表彰は、次による。

1. 永年にわたり本会の理事、役員で本会発展に尽力し、功績顕著であると認められる者。
2. 本会加盟団体において、スポーツ、活動の指導と振興に貢献し、功労が顕著であると認められる者。

(スポーツ功労)

第4条 スポーツ功労表彰は、次による。

1. 国民体育大会等の各種体育大会に参加した選手・団体・監督等で優秀な成績を挙げた者。
 - ア 国民体育大会に出場した者。
 - イ 都民体育大会で3位以上の者。
 - ウ 東京都市町村総合体育大会で準優勝以上の者。
 - エ 上記に掲げる者のほか、表彰委員会において特に功績顕著であると認めた者。
2. 地域のスポーツ活動が永年にわたり、競技の普及・振興及び組織化に努力し、また、地域に根付いた社会体育活動など、功績顕著で他の模範となる者及び団体。

(表彰者審査委員会)

第5条 この規定による表彰の適正を期するため、特定非営利活動法人日の出町スポーツ協会審査委員会(以下「委員会」という。)をおく。

1. 第2条に定める表彰に値すると認められた個人、団体がある場合は、委員会を開催し、これを審査し理事会の審議を経て被表彰者を決定する。

(委員会の構成)

第6条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

1. 会長、副会長、専務理事、常務理事、事務局員

(委員会の運営)

第7条 委員会の委員長は、会長が務め、会務を総理し、委員会を代表する。

1. 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指定する委員が職務を代理する。
2. 委員会は委員長が招集する。

(審査書類の提出)

第8条 委員会において、表彰候補者の実績を審査するため書類を提出するものとする。

1. スポーツ個人表彰申請書
2. その他、必要と認める書類

(表彰の方法)

第9条 表彰は、賞状を授与して行い、記念品を添えることができる。

(表彰の時期)

第10条 第3条・第4条に規定する表彰は、次の時期に行う。

1. 第3条の表彰は、毎年定期総会時に行う。
2. 第4条の表彰は、毎年総合開会式に行う。

(再表彰の制限)

第11条 スポーツ個人表彰に該当する場合であっても、過去において本会又は上部団体の表彰を受けた者は、表彰を行わない。

(規定の改正)

第12条 この規程改正については、理事会の議を得て改正するものとする。

(委 任)

第13条 この規定の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規定は、令和2年 4月 1日より施行する。